

令和8年度社会教育主事講習【B】実施要項

1 趣 旨

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与すること、及び社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とした講習を実施するもの。

2 実施機関名

北海道立生涯学習推進センター

3 実施方法

オンライン（Web 会議システム「Z o o m」による配信及びYoutube によるオンデマンド）

4 対 象

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する方（8 受講資格 参照）

5 定 員

125 人

※受講者の選定制限の取扱いについては「14 受講者の選定及び受講者決定の通知」を参照してください。

6 期 間

【全日程】 令和8年（2026年）10月31日（土）～令和9年（2027年）1月9日（土）
＜期間中 17 日間＞

【科目別日程・実施方法】

科目	生涯学習概論	社会教育経営論	生涯学習支援論	社会教育演習
日程	10月31日（土）	11月14日（土）	12月5日（土）	12月19日（土）
	11月1日（日）	15日（日）	6日（日）	20日（日）
	7日（土）	28日（土）	12日（土）	26日（土）
	8日（日）	29日（日）	13日（日）	1月8日（金）
	オンデマンド 10/31～11/7	オンデマンド 11/14～28	オンデマンド 12/5～12	9日（土）

※社会教育主事講習修了者で社会教育士の称号を取得したい方は「社会教育経営論」及び「生涯学習支援論」の受講になります。

※オンデマンド講義以外は、リアルタイムでの配信となり、上記の全日程出席が必要です。

＜実施要項の解説動画＞

本講習に受講を希望される方全員を対象として、講習の概要や受講に際しての留意点について説明しますので、申請前に下記動画を必ず御視聴をお願いします。

受講を申し込む前に必ず動画を御視聴ください（YouTube）⇒

U R L <https://youtu.be/t5nXmkjMWN0>



<受講決定後のオリエンテーション>

受講決定となった方を対象として受講環境の確認等を行いますので、全員必ず参加してください。
詳細は、受講決定通知に併せて後日お知らせします。

令和8年10月22日（木）16時から オンライン（Zoom）

7 日 程

講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法については（別紙1）のとおりです。

【一日の流れ（基本）】

8:55	9:00～ 10:30		10:40～ 12:10		13:30～ 15:00		15:10～ 16:40	～17:00
連絡	講義①	休憩	講義②	休憩	講義③	休憩	講義④	振り返り

※振り返りは、実施機関が設定したグループで行います。

8 受講資格

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学や高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	短期大学卒業と同等以上の学力があると認められる者
第4号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に係る業務に従事している者（ほか）
第5号該当者	4年以上、学校の教職員、専門学校の校長及び教員、少年院または児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第6号該当者	その他、文部科学大臣が前各号にあげる者と同等以上の資格を有すると認めた者

9 受講申込手続

(1) 申込方法及び書類提示

ア 北海道内在住の方

北海道内在住の受講希望者は9月11日（金）17:00までにWebフォームに必要事項を記入し、申込みしてください。また、下記「(2) 提出書類等」のうち必要な書類をWebフォームに添付してください。記入後の送信前に、「入力内容を出力する」からPDFで各様式を保存しておいてください。

イ 北海道外在住の方

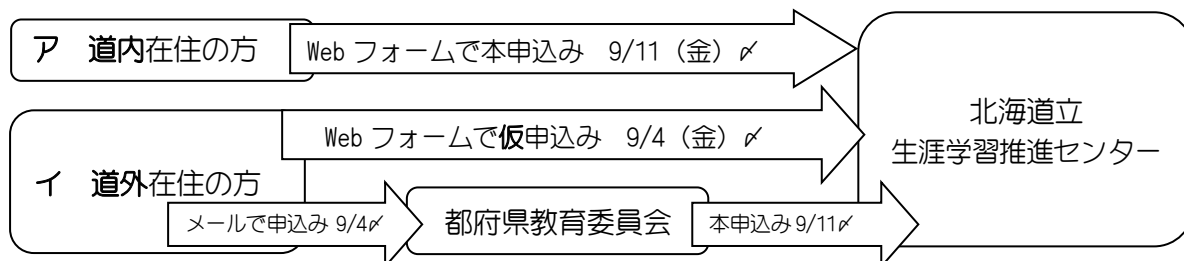
北海道外在住の受講希望者は9月4日（金）17:00までにWebフォームに必要事項を記入し、仮申込みをしてください。また、下記「(2) 提出書類等」のうち必要な書類Webフォームに添付するとともに、申込書類をWebフォームから「入力内容を出力する」からPDFで各様式を保存し、そのデータをメールで居住地又は勤務地の都府県の教育委員会へ提出してください。

※書類を受領した各都府県教育委員会は、受講希望者の受講資格の有無及び提出書類に不備

がないか確認の上、9月11日（金）17：00 までに当センターに受講希望者をメールでお知らせください。当センターでメールを受け付けた時点で本申込みといたします。受講者の受講申込み書類等は添付の必要がありません。

受講希望者がいない場合もその旨、当センターにメールでお知らせください。

※受講希望者からのメールによる申込みは受け付けておりませんので、必ず Web フォームから申し込んでください。



※道外在住者は、Web フォーム及び都府県教育委員会あて両方の申込みが必要です。

都府県教育委員会へは、Web フォームから出力した各様式に加え、全ての添付書類をメールで提出してください。

★Web フォームはこちら★

<https://www.harp.lg.jp/PPpFac4A>



(2) 提出書類等（別紙2「提出書類一覧」参照）

予め、必要書類を入手した上で、当センターホームページ上にある Web フォームに必要書類を添付してください。Web フォームに記入すると、各様式の PDF に反映されます。

各データのファイル名は次のルールに従って名前を付けてください。

【氏名】＋ファイル名＋「.pdf」 例）【北海太郎】教員免許状.pdf

ア 「社会教育主事講習 [B] 受講申込書」

………【様式1 ※Web フォームにより作成／全員提出】

オリエンテーションやライブ配信による受講中の本人確認のため、3ヶ月以内に撮影した顔写真のデータ（JPEG、PNG など）を貼り付けてください。

イ 「受講調査書」………【様式2 ※Web フォームにより作成／全員提出】

ウ 「受講資格」を証明する書類（上記ア【様式1】の「受講資格」欄を証明する書類）

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号 以下「省令」）第2条各号において、提出が必要な書類は下記のとおりとします。（別紙3「受講資格について」参照）

※すでに当センターにて実施した社会教育主事講習において一部の単位を修得している場合は、「9 科目代替の希望、既に単位を修得している場合について」に記載の書類のみの提出で、その他の証明書類の添付は必要ありません。

<第1号該当者>

※「卒業証書」の写しは認められません。

a) 大学・高等専門学校の「卒業証明書」

b) 大学等在学中の者は、「在学証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した大学からの書面」（様式自由）

※大学からの証明書については、申込み前3ヶ月以内に発行したものを添付してください。

＜第2号該当者＞

教育職員の普通免許状の写し（いずれか1つ）、又は、教育職員免許状授与証明書

※教育職員の普通免許状の写しを提出する場合は、所属長の「原本証明」（PDF 化し提出）が必要です。

＜第3号該当者＞

最終学歴の「卒業証明書」

※「卒業証書」の写しは認められません。

※短期大学からの証明書については、申込み前3ヶ月以内に発行したものを添付してください。

＜第4号及び第5号、第6号該当者＞

所属長が証明する「勤務証明書」……………【様式3 ※該当者のみ】

※最終学歴が高校卒業の方はこちらに該当します。

※受講資格の年数を数える場合や受講申込書記載事項は、令和8年4月1日を基準日としてください。

エ 「社会教育主事講習単位修得認定申請書」

……………【様式4 ※Web フォームにより作成／該当者のみ】

単位修得の認定を希望する方のみ提出してください。

詳細は、下記「10 科目代替の希望、既に単位を修得している場合について」を参照してください。

オ 「受講承諾書」……………【様式5 ※勤め先のある方は提出】

社会教育主事講習は、資格付与の講習のため、原則全日程の出席が必要です（業務も含め、やむを得ない事由を除き、欠席は認められません）。勤め先のある方は、業務の欠席等について、所属長等の承諾を得て受講してください。（別添資料「社会教育主事講習単位修得認定細目等」参照）

カ 「推薦状」……………【様式6 ※該当者のみ】

次に該当する方については、都道府県・市区町村の長又は教育長（教育職員は校長）からの推薦状を提出していただくと、受講決定において、ほかの者に優先され受講できます。

- a) 社会教育主事としての発令を予定している者（3年以内）
- b) 北海道教育委員会の専門的教育職員選考を受ける者（3年以内）
- c) 地域全体の社会教育の振興の中核を担う者（社会教育士）

※aを優先します。

キ 「社会教育主事講習 留意事項確認書」…【様式7 ※Web フォームにより作成／全員提出】

必要事項について、よくお読みになり、各項目欄にチェックしてください。

※各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、「戸籍抄本（PDF 化）」等の証明書類を、必要書類と併せてWeb フォームで提出してください。

10 科目代替の希望、既に単位を修得している場合について

省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます（代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です）。

既に、大学等において社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、Web フォームに必要事項を入力

上、(「社会教育主事講習単位修得認定申請書」【様式4】)当該科目に相当する科目の**単位を修得したことの証明書類**(単位修得証明書、又は、大学の成績証明書とシラバス等社会教育主事養成課程の単位がわかる資料)を添付してください。

令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧日程の下で修了した方で、今回社会教育士の称号を得るために申込む場合は、同講習の**修了証書(PDF)**を提出し、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の単位の修得が必要です。

	大学において修得した単位	
生涯学習概論	生涯学習概論 4単位	規定第三条に規定する科目の履修に相当するもの ・図書館に関する科目の生涯学習概論 ・司書の講習の生涯学習概論 ・博物館に関する科目の生涯学習概論 ・学芸員認定の試験認定の生涯学習概論
社会教育経営論	社会教育経営論 4単位	令和元年以前の養成課程により修得した単位は認定しない
生涯学習支援論	生涯学習支援論 4単位	令和元年以前の養成課程により修得した単位は認定しない
社会教育演習	社会教育特講 8単位 社会教育実習 1単位 社会教育演習 } 1以上の 社会教育実習 } 科目3単位 社会教育課題研究 } 合計 12単位	

※「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論」において、大学の単位の名称が異なる場合は、単位を認定した大学の「4単位に相当するものである」ことの証明により認定することができます。また、「社会教育演習」においては、「上位の合計12単位に相当するものである」ことの証明により認定することができます。

11 分割受講について

本講習では、科目ごとの分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

また、分割受講については、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として、**①生涯学習概論、②社会教育経営論・生涯学習支援論、③社会教育演習**の順序での履修となります。

(1) 科目ごとの分割受講

生涯学習概論のみの受講等、科目ごとに分割して受講することができますが、原則として上記の順序で履修してください。

(2) 複数年度にわたる分割受講

2年間で2科目ずつの受講、4年間で1科目ずつの受講等、複数年度にわたり受講することが可能です。

12 受講方法について

すべての講義、演習をオンライン(Web会議システム「Zoom」を使用)で行います。

受講に必要な機器や通信環境については受講者が準備してください。（別紙4「オンライン受講環境について」）

13 受講に要する経費

受講料は無料ですが、受講のための機器の準備や、データ通信料等は自己負担になります。

14 受講者の選定及び受講者決定の通知

当センターに設置されている運営委員会において受講者を決定します。

なお、受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事になりうる資格を付与することを目的とした社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、**都道府県・市区町村の長又は教育長（教育職員は学校長）からの推薦状が添付されている①道内の教育委員会職員、②道内の自治体職員、③道内の指定の職・教育職に就いている者、④道内の③の職に就いていないもの、⑤道外の教育委員会職員、⑥道外の自治体職員、⑦道外の指定の職・教育職に就いている者、⑧道外の⑦の職に就いていない者、以下、推薦状が添付されていない者で①～⑧と同様の者の順で優先することとします。**

また、北海道の人材育成を進める観点から、受講申込みが定員を超えた場合、道外からの申込みについては優先順位が下がることがあります。（別紙5「Q&A」Q5参照）

受講決定の通知については、10月9日（金）までに送付します。

15 修了証書・単位修得証明書

省令第8条により、本講習において「省令第3条規定により8単位以上の単位を修得したと認めた者」に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

なお、一部の単位を修得した方に対しては修得した科目の「単位修得証明書」を交付します。書類送付のため、受講決定後「レターパックライト」を当センターに郵送していただきます。

16 受講に際しての留意点

（1）欠席等について

本講習は、全日程出席することを原則としています。欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。やむを得ない事由（天災、親族の死去に伴う葬儀等、社会通念上出席できないと認められる場合）により欠席する場合は、事前に当センターへ連絡の上、所定の様式に欠席理由等を記載し、提出する必要があります。（別紙5「Q&A」Q11、別添資料「社会教育主事講習単位修得認定細目等」参照）

（2）受講環境について

過去には、オンラインでの研修のため、業務を行いながらの受講など、受講に専念できない状況が見受けられました。職場の理解を得るなどして、講習に専念できる環境で受講してください。受講中は、出席を確認するため、背景のぼかし、バーチャル背景、アバターなどは使用になれません。受講中にそうした状況が見られた場合、私事による欠席と同様に、単位が認定されないことがあります。

受講環境の調整不足により受講ができない場合は、単位の認定ができません。（別紙4「オンライン受講環境について」）

なお、代理受講など受講者本人以外の方が受講していることが発覚した場合は、その時点で受講を取り止めとさせていただきます。

17 健康管理について

長期にわたる講習のため、受講を申し込む際は、【様式2】受講調査書の「健康状況」欄に該当する事項を漏れなく記入してください。受講にあたり疾病等で配慮が必要な場合は、受講申込前に当センターに連絡してください。

18 個人情報の利用目的

申込み書類等に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）は、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位修得認定証明書の発行及び、本講習の運営や社会教育に関する調査やアンケート、関連する講習や企画の案内等のため当センター及び都道府県等が使用します。

また、地方公共団体からの継続的な学習機会に関する情報提供や、地方公共団体が実施する事業への協力依頼等があった場合、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属・メールアドレスについて都道府県教育委員会へ情報提供を行います。

申込み者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際で、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報を提供する場合があります。

北海道立生涯学習推進センターでは、運用指針及び委託契約書に基づき申込者の個人情報の適切な安全管理に努めます。

19 その他

- (1) 御不明な点は、別紙1～5を確認の上、次の担当までお問い合わせください。
- (2) 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な事務連絡をすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

【担当】	北海道立生涯学習推進センター 浅川・森・斉藤・松本・成田
	T E L : 011-204-5782
	F A X : 011-261-7431
	E-mail : shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp
	(「12」は「いち・に」、「lg」は「エル・ジー」です。)